

<郵送でお手続きいただく際の注意点>

郵送によるご請求をされる場合は、まずはお取引店への相続発生のご連絡をお願いします。
すでに相続発生のご連絡をいただいている場合は、再度のご連絡は不要です。

「残高証明書等作成依頼書」用 封筒宛名ラベル

- ・点線の切り取り線に沿って裁断し、封筒に添付してご使用ください。
- ・切手代はお客様でご負担ください。

221-8790

野村證券株式会社

(事務取扱)

野村ビジネスサービス株式会社
相続事務センター
行

日本郵便株式会社 神奈川郵便局 私書箱第二号